

○上越教育大学学生証取扱要項

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 平成25年3月22日

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学学生規則（平成16年規則第23号）第4条の規定に基づき、上越教育大学学生証（以下「学生証」という。）の発行、その他の取扱いについて必要な事項を定める。

(発行)

- 2 学生証の発行は、次の各号に掲げる者（以下「学生等」という。）に対し、学長が行うものとする。
 - (1) 学部学生
 - (2) 大学院学生
 - (3) 科目等履修生
 - (4) 特別聴講学生
 - (5) 特別研究学生
 - (6) 研究生
 - (7) その他学長が必要と認めた者

- 3 学生証の発行は、入学の日に行うものとする。

(有効期間)

- 4 学生証の有効期間は、発行の日から卒業又は修了の日までとする。ただし、履修期間等が定められている学生等の有効期間は、発行の日から当該履修期間等の満了の日とする。

(発行等の事務)

- 5 学生証の発行等に関する事務は、学生支援課において処理する。
- 6 学生支援課は、別記様式の学生証発行一覧表を作成し、管理するものとする。

(その他)

- 7 この要項に定めるもののほか、学生証の発行等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第6項関係）

学 生 証 発 行 一 覧 表

発行 年月日	学籍 番号	漢字 氏名	性 別	生年 月日	所 属 コード	有効 期限	処理 番号	発行 回数	売店 使用	手交 日	返却日 (紛失)	備考